基発 1226 第 18 号
令和元年 12 月 26 日

公益社団法人　日本歯科医師会会長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公　印　省　略）

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について
（協力依頼）

労働基準行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最低賃金引上げに向けた環境整備については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年６月 21 日閣議決定）及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年６月 21 日閣議決定）において、「経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずる。」とされ、また、令和元年 11 月８日の内閣総理大臣の指示においては、令和元年補正予算編成指示があり、中小企業・小規模事業者に対して支援を行う旨、示されたところです。

これらを踏まえ、令和元年 12 月 13 日に閣議決定された令和元年度補正予算案において、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）について、最低賃金が低い一部の地域において、本助成金をより一層活用いただけるよう、25 円コース、60 円コース、90 円コースを新設し、また、助成率を引き上げるなどとしています（令和元年度補正予算案に盛り込まれた上記助成金の拡充部分についての支給は、同補正予算の成立が前提となります。）。

業務改善助成金の申請期限が令和２年１月 31 日までを予定していることから、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知に御配意をいただければ誠に幸いに存じます。

御多用のところ恐縮ではございますが、各種助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

4543
受
1.12.27
付
公益社団法人日本歯科医師会

「業務改善助成金」を拡充します！

～ 幅広い引上げニーズに対応した新コースの設立～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

※申請期限：令和２年１月３１日
（新規に追加されるコースについては、申請期限の延長を予定）

コースの内容

コース区分		引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場（すべての要件を満たすもの）	助成率
新規に追加されるコース	２５円コース（850円未満）（※2）	１人	２５ 万円	・事業場内最低賃金850円未満 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	４／５ 生産性要件を満たした場合は ９／１０（※1）
		２～３人	４０ 万円		
		４～６人	６０ 万円		
		７人以上	８０ 万円		
	６０円コース（850円未満）（※2）	１人	６０ 万円		
		２～３人	９０ 万円		
		４～６人	１５０ 万円		
		７人以上	２３０ 万円		
	９０円コース（850円未満）（※2）	１人	９０ 万円		
		２～３人	１５０ 万円		
		４～６人	２７０ 万円		
		７人以上	４５０ 万円		
現行のコース	３０ 円コース（850円未満）（※2）（※3）	１～３人	５０ 万円	・事業場内最低賃金850円未満 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	４／５ 生産性要件を満たした場合は ９／１０（※1）
		４～６人	７０ 万円		
		７人以上	１００ 万円		
	３０ 円コース（※3）	１～３人	５０ 万円	・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	３／４ 生産性要件を満たした場合は ４／５（※1）
		４～６人	７０ 万円		
		７人以上	１００ 万円		

（※１）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者１人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

（※２）対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。

（※３）30円コースは令和2年度より、１人引き上げる場合の助成上限額が30万円に変更となる予定です。

（※４）60円コース、90円コースは、令和２年度より全国47都道府県に拡大（850円以上の地域は3/4助成）する予定です。

～・業務改善助成金の活用事例・～

業務改善 事例1

ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

＜企業概要＞
【所在地】新潟県　　【従業員数】40人
【事業の種類】食品製造販売業
＜課題と対応＞弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用してベルトコンベアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい

専務取締役

盛り付け時間が25%削減

＜独自の工夫＞
以前は4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に集約することで製造の効率化が図られ、仕入リスクも軽減している。

＜実施内容＞ベルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

＜成果＞弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント
ベルトコンベアを導入したことで、
弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）

業務改善 事例2

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

＜企業概要＞
【所在地】熊本県　【従業員数】24人
【事業の種類】生鮮食料品小売業
＜課題と対応＞繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい

人事課長

レジの精算時間が1.5倍の速さになり、
預り金や釣銭の受け渡しの間違いがなくなった

＜独自の工夫＞
各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、（別スイッチを取り付け）、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたりし、廃棄ロスや保管設備費の削減につなげている。

＜実施内容＞商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

＜成果＞レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント
セミセルフPOSレジを導入したことで、
レジ業務の効率化につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）

その他の事例はHPをご覧ください　生産性向上の事例集　厚生労働省　検索

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出 → 審査 → 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 → 労働局に事業実施結果を報告 → 審査 → 支給

ご留意頂きたい事項

- **新規に追加されるコースの交付決定は、令和元年度補正予算成立が条件となります。**
- 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- 事業完了の期限は令和２年３月３１日です。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

お問い合わせ先

- 全国47都道府県にある**「働き方改革推進支援センター」**に、お気軽にお問い合わせください。
- 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。

申請先

- 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

厚生労働省

（R１.12.20）

厚生労働省ＨＰ内の業務改善助成金ページについて

【業務改善助成金ページのアドレス】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

上記ページ内の、「新：令和元年度補正予算業務改善助成金のご案内[PDF 形式：1,274KB]」をクリックいただくと業務改善助成金拡充についての周知用リーフレット（ＰＤＦ）が開きます。

【厚生労働省ＨＰトップから業務改善助成金ページへアクセスする場合】

画面上部の「政策について」　→　「分野別の政策一覧」→　「雇用労働（労働基準）」　→　「施策情報（賃金）」　→　「２．最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の支援（業務改善助成金）」からでも上記のページにアクセスできます。

【照会先】

厚生労働省労働基準局賃金課　賃金・退職金制度係　03-5253-1111（内線 5533）